

東成瀬村告示 第2号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により、東成瀬村森林整備計画をたてたいので、同法第10条の5第5項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該計画の案を縦覧に供します。

なお、当該計画の案に意見のある方は、縦覧期間が完了する日までに東成瀬村長に対し、理由を付した文書をもって、意見を提出することができます。

令和7年 1月27日

秋田県東成瀬村長 備前 博和



記

- 1 縦覧に供する書類
東成瀬村森林整備計画書の案
- 2 縦覧期間
自 令和7年 1月27日
至 令和7年 2月25日
- 3 閲覧方法
東成瀬村公式ホームページ

以 上